(一) 道路の種類　一般国道
(二) 路線名　二百四十二号
(三) 道路の区域

| 区間 | 変更前後別 | 敷地の幅員 | 延長 |
|---|---|---|---|
| 北海道紋別郡遠軽町生田原清里四一四番六から北見市留辺藥町金華国有林網走東部森林計画区網走中部森林管理署一〇〇九林班り小班まで | 前 | 二三・〇〇～一三四・五〇〇メートル | 〇〇・四四三キロメートル |
| | 後 | 二一・〇〇～六四・五〇〇メートル | 〇〇・四四三キロメートル |

(四) 図面縦覧場所　北海道開発局及び同局網走開発建設部

**○北海道開発局告示第百三号**

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十七年六月一日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十七年六月一日

北海道開発局長　岡部　和憲

(一) 道路の種類　一般国道
(二) 路線名　二百七十二号
(三) 道路の区域

| 区間 | 変更前後別 | 敷地の幅員 | 延長 |
|---|---|---|---|
| 北海道野付郡別海町上春別一二八番七から同町上春別一二七番一四まで | 前 | 二一・七〇～三〇・〇〇メートル | 〇〇・三三一キロメートル |
| | 後 | 二二・三九～三〇・〇〇メートル | 〇〇・三三一キロメートル |
| 北海道野付郡別海町上春別一二五番二一地先から同町上春別一二四番一六まで | 前 | 二〇・〇〇～三三・三〇メートル | 〇〇・三三一キロメートル |
| | 後 | 二三・六五～三三・三〇メートル | 〇〇・三三一キロメートル |

(四) 図面縦覧場所　北海道開発局及び同局釧路開発建設部

**○北海道開発局告示第百四号**

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十七年六月一日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十七年六月一日

北海道開発局長　岡部　和憲

(一) 道路の種類　一般国道
(二) 路線名　二百七十三号
(三) 道路の区域

| 区間 | 変更前後別 | 敷地の幅員 | 延長 |
|---|---|---|---|
| 伊達市上長和町一七六番一から同市上長和町一七八番一まで | 前 | 一六・三五～一八・〇二メートル | 〇〇・〇七〇キロメートル |
| | 後 | 一三・七三～一七・二九メートル | 〇〇・〇七〇キロメートル |

(四) 図面縦覧場所　北海道開発局及び同局室蘭開発建設部

**○北海道開発局告示第百五号**

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十七年六月一日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十七年六月一日

北海道開発局長　岡部　和憲

(一) 道路の種類　一般国道
(二) 路線名　四百五十三号
(三) 道路の区域

| 区間 | 変更前後別 | 敷地の幅員 | 延長 |
|---|---|---|---|
| 北海道有珠郡壮瞥町字滝之町二九五番二八地内 | 前 | 一八・五二～二六・三〇メートル | 〇〇・〇二二四キロメートル |
| | 後 | 一八・五二～二一・六九メートル | 〇〇・〇二二四キロメートル |

(四) 図面縦覧場所　北海道開発局及び同局室蘭開発建設部

**○北海道開発局告示第百六号**

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十七年六月一日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十七年六月一日

北海道開発局長　岡部　和憲

| 路線名 | 供用開始の区間 | 図面縦覧場所 |
|---|---|---|
| 二百三十四号 | 苫小牧市北栄町一丁目一〇七番から同市北栄町五丁目六番二まで | 北海道開発局及び同局室蘭開発建設部 |
| 〃 | 北海道勇払郡安平町東早来二四九番六から同町東早来二四九番五まで | 〃 |
| 〃 | 北海道勇払郡安平町東早来二四八番一から同町東早来二四七番五まで | 〃 |
| 〃 | 北海道勇払郡安平町東早来二四七番一から同町早来北進一五番三まで | 〃 |
| 二百三十七号 | 北海道沙流郡日高町宮下町三丁目四二三番一から同町宮下町三丁目四二二番四まで | 〃 |
| 二百三十八号 | 北海道紋別郡雄武町字雄武九一五番一地先から同町字雄武九二〇番一地先まで | 北海道開発局及び同局網走開発建設部 |
| 二百四十二号 | 北海道紋別郡遠軽町生田原清里六五二番二から同道北見市留辺藥町金華国有林網走東部森林計画区網走中部森林管理署一〇〇九林班り小班まで | 〃 |
| 二百七十二号 | 北海道野付郡別海町上春別一二八番七から同町上春別一二八番六まで | 北海道開発局及び同局釧路開発建設部 |
| 〃 | 北海道野付郡別海町上春別一二四番一六地内 | 〃 |
| 三百三十三号 | 北海道紋別郡遠軽町生田原旭野五一番一地先から同町生田原旭野七一番一まで | 北海道開発局及び同局網走開発建設部 |
| 三百三十六号 | 北海道幌泉郡えりも町字目黒七番一地内 | 北海道開発局及び同局室蘭開発建設部 |
| 〃 | 北海道幌泉郡えりも町字目黒二一三番一地内 | 〃 |
| 〃 | 北海道幌泉郡えりも町字目黒二一三番一地内 | 〃 |
| 四百五十三号 | 北海道有珠郡壮瞥町字滝之町三〇一番一〇から同町字滝之町五〇一番一地先まで | 〃 |

供用開始の期日　平成二十七年六月一日